

## 第1 審査会の結論

徳島県知事が行った公文書部分公開決定において非公開とした部分のうち、設計単価については公開すべきであり、その他の部分を非公開とした判断は妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

令和5年12月19日（同月22日受付）、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「R5〇〇 〇〇線 〇〇 落石対策工事」（以下「工事1」という。）、「R5〇〇 〇〇川 〇〇 河川工事（担い手確保型）」（以下「工事2」という。）その他27件の工事の工事設計書（当初）について、その予定価格を算定するために使用された資機材の単価見積の依頼書、積算歩掛又は工法の見積の依頼書、依頼先から提出された見積書及び提出された見積書を整理した資料（見積を集計・比較・決定した書類）（当該工事の入札参加者に対しての依頼書、提出された見積書及び提出された見積書を整理した資料並びにいわゆる資機材価格の特別調査の依頼書と報告資料を除く。）の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

令和6年1月18日、実施機関（〇〇総合県民局県土整備部<〇〇>）は、本件請求に係る公文書のうち、工事1及び工事2に係る見積りの依頼書、見積書及び見積比較表を特定した上で、見積書提出者の住所・氏名・代表者の印影・電話番号・ファックス番号・物価資料単価を使用したもので適用月が公開日から1年未満の設計単価を除いた部分を公開する公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和6年3月14日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

令和7年10月22日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人から提出された審査請求書によると、本件審査請求の趣旨及び理由は、

おおむね次のとおりである。

## 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

## 2 審査請求の理由

(1) 「公開をしないこととした部分の概要及び理由」(以下「公開しない部分とその理由」という。)について

ア 通知書の公開しない部分とその理由には、概要と理由が記載されている。

イ これらの記載のうち、「当該法人その他の団体の印影」「代表者の印影」については、公にすることにより偽造等のおそれが否定できず、条例第8条第2号に規定する当該法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、この理由をもってしてこの部分を公開しないとされることには異議はない。

ウ 加えて、これらの記載のうち、「(担当者の)氏名」(代表者の氏名は除く)については、特定の個人を識別できるものと認められることから、条例第8条第1号に規定する個人に関する情報にあたり、かつ、これは同号のただし書のイ、ロ、ハのいずれにも該当しないため、この理由をもってしてこの部分を公開しないとされることには異議はない。

エ 国の情報公開・個人情報保護審査会の過去の答申に「一般に、ある法人に係る情報を公にすることにより、法第5条第2号イにおいて不開示事由とされている当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれを生じさせるか否かを判断するに当たっては、法人には様々な種類・性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、当該法人の種類・性格や憲法及び法令上の権利利益の内容・性質等に応じ、当該法人の権利保護の必要性並びに当該法人と行政等との関係を十分考慮して適切に判断する必要がある。そのため、上記「正当な利益」の有無の判断に際しては、判断要素の一つとして、当該行政文書を作成する根拠となった法律における当該情報の位置付けや取扱い等をも考慮して判断すべきものと解される。」と記載されている(※1)。

オ 今回の公開しない部分とその理由には、どのような種類・性格の法人であるのか、憲法及び法令上の権利利益の内容・性質等などが全く記載されていない。

カ たとえば、公開しない部分とその理由を「見積書のうち添付詳細仕様書の一部については、当該法人の技術力、ノウハウ、創意工夫により作成する情報で、これらを公にする事により、第三者が模倣することが可能となり、結果として当該事業を営んでいる法人又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第8条第2号に該当するため公開しないこととした。」と記載することもあると考える。

キ 今回の公開しない部分とその理由には、単に条例の条文をなぞった記載のみで、

上記の下線部分のように当該情報を公開することによって、具体的に法人等の利益をどのように害するのか等について明白かつ具体的な説明が必要である。

ク 今回の通知書に基づき公開された公文書の写しを確認したところ見積依頼書の依頼先名は公開で、その見積書は依頼先名が公開されていないことが確認できた。

ケ 処分庁が通知を行う際には、徳島県行政手続条例（平成7年10月27日徳島県条例第48号）（以下「手続条例」という。）第8条第1項及び第2項に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。理由の提示の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立に便宜を与える趣旨から設けられているものである。

コ かかる趣旨に照らせば、この公開しない部分とその理由が十分に記載されておらず、公開請求者において、公開しないとされた公文書の中の各記載箇所が条例第8条第2号の不公開事由に該当するのかが、その根拠とともに了知し得るものでなければならない（※2）。

サ しかしながら、処分庁の処分はこれらが明らかにされていない処分であるから、条例第8条の公文書の公開義務の規定及び手続条例第8条第1項の理由の提示の規定に違反しており、不当な処分である。

(2) 「条例第8条第4号の不公開事由」について

ア 公開しない部分とその理由には、根拠規定が「同条第4号に該当するため」と記載されている。

イ さらに、この根拠規定を適用した理由には「県の行う事務又は事業の適正な遂行を担保する観点から、公にすることによりこれを阻害するおそれがあるため。」と記載されている。

ウ 推測するに上記ア及びイが適用された部分は「物価資料単価を使用したもので適用月が公開日から1年未満の設計単価」であると思われる。

エ これについても、単に条例の条文をなぞった記載のみで、当該情報を公開することによって、具体的に県の行う事務又は事業の適正な遂行をどのように阻害するのか等について明白かつ具体的な説明が必要である。

オ しかしながら、処分庁の処分はこれらが明らかにされていない処分であるから、条例第8条の公文書の公開義務の規定及び手続条例第8条第1項の理由の提示の規定に違反しており、不当な処分である。

(3) 理由の提示の不備の瑕疵は、審査裁決において処分理由が明らかにされた場合であっても治癒されないことから（最高裁判所昭和47年12月5日第三小法廷判決）、本件処分においても今後処分庁が再度理由の提示をなされたところであっても、理由の提示の不備の瑕疵が治癒されることはない。よって、本件処分については、その余の点については判断するまでもなく、処分理由の提示に不備があり、取消しを免れない。

(4) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等について

- ア 条例第16条には「第三者に対する意見提出の機会の付与等」が定められている。
- イ 他の発注者においては、第三者に見積書を依頼する際に、提出された見積書が情報公開請求の対象となった場合について、あらかじめ意向確認を行っている事例がある。
- ウ 加えて、情報公開請求があった際に、条例第16条第1項の規定に沿って意見を照会する時間が必要となるため、その公開決定等の期限を延長した旨を通知した事例がある。
- エ さらに、上記イやウの意向確認を経て第三者毎に公開しない部分が異なる処分がなされた公文書部分公開決定通知書の事例がある。
- オ 処分庁は、上記のような手続きを経ずに一律に条例第8条第2号に該当するとした理由により各公文書中の法人その他団体の名称、郵便番号、住所、代表者役職、代表者氏名、電話番号、ファックス番号などを公開しないとされていると思われる。
- カ 従って、処分庁は条例第16条に定められた手続きがなされないまま処分を行っていると思われることから不当な処分である。
- (5) 本件処分により、審査請求人は、条例第5条の「公開請求権」を侵害されている。
- (6) 以上の点から、本件処分の取消しを求めるため、本審査請求を提起した。

※1

情報公開・個人情報保護審査会 答申

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成17年8月31日（平成17年（行情）諮問第368号）ほか

答申日：平成21年11月25日（平成21年度（行情）答申第359号ないし同第371号）

事件名：北海道経済産業局が保有する平成15年度の省エネ法11条に基づく定期報告書の一部開示決定に関する件（平成17年（行情）諮問第368号）ほか

※2

川崎市情報公開・個人情報保護審査会

4川情個第14号 令和4年6月28日

行政文書開示請求に対する拒否処分に係る審査請求について（答申）

松戸市情報公開審査会

令和3年度答申第8号 令和4年1月26日

行政文書の一部開示決定に係る審査請求に対する諮問について（答申）

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分理由は、おおむね次のとおりである。

見積書に記載された単価及び金額は、販売上又は営業上のノウハウをもとに設定し、又は算定したものであり、見積書が公開され、特定の事業者が提示した単価及び金額が競合他社に知られることにより、当該特定の事業者の競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第8条第2号に該当する。

見積書のうち、物価資料単価を使用した公開日から1年未満の設計単価は、公開することにより、事業者の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第8条第2号に該当すると共に、県の行う入札事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから同条第4号に該当する。

また、第三者に対する意見書提出の機会の付与等について、「人の生命、健康等を保護するために公開することが必要と認められる」又は、「公開することに公益上の必要性が認められる」（条例第16条第2項）に該当するものではないことから意見書の提出を求めなかった。

以上のことから、条例第12条第1項の規定に基づき部分公開決定をしたものである。なお、理由付記については、見積書の公文書公開請求において、本件処分と同様に部分公開とする取扱いが一般に行われており、社会通念上、本件決定通知書の記載をもって条例の非公開事由のどれに該当するかを了知することができるものと考えられる。

## 第5 審査請求人の反論要旨

実施期間から提出された弁明書に対し、審査請求人から反論書の提出があり、その内容はおおむね次のとおりである。

### 1 第4の第2段落目について

- (1) 弁明書には「見積書に記載された単価及び金額は、販売上又は営業上のノウハウをもとに設定し、又は算定したものであり、見積書が公開され、特定の事業者が提示した単価及び金額が競合他社に知られることにより、当該特定の事業者の競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第8条第2号に該当する。」と弁明されています。
- (2) 交付された見積書の写しを確認したところ記載された単価は開示されています【証拠書類Aの15ページ】。
- (3) このことより、不明事業者が提示した単価が競合他社だけでなく一般に知られることとなっています。
- (4) 審査請求人は、仮に「見積書に記載された単価及び金額は、販売上又は営業上のノウハウをもとに設定し、又は算定したものである」と処分庁が主張されるのであれば、記載された単価及び金額の部分を非開示にすべきであると考えます。
- (5) 処分庁の開示内容は、この見積書を提出した特定の事業者の競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるとした弁明には、開示された公文書の写しの内

容で齟齬があり違法であると考えます。

## 2 第4の第3段落目について

- (1) 弁明書には「うち、物価資料単価を使用した公開日から1年未満の設計単価は、公開することにより、事業者の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第8条第2号に該当すると共に、県の行う入札事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから同条第4号に該当する。」と弁明されています。
- (2) 工事設計内訳書や単価決定根拠資料等に記載された出版社の調査価格及び算術計算価格（出版社の調査価格と他の出版社の調査価格を平均等の算術計算した結果の価格）については、その刊行物の発刊から1か月以上経過していることと、かつ、対象工事の契約が締結済みであることを条件に、開示に同意されていると聞いています。
- (3) 「R5波土 日和佐牟岐線 牟・灘 落石対策工事」は令和5年5月26日に開札がなされています。
- (4) 本案件は、開札から6か月余り経過した令和5年12月19日付けで公文書開示請求書にて公文書の開示を請求し、令和6年1月18日に本件の処分通知がされています。
- (5) 開示された公文書の写しを確認したところ、他の見積書（ストーンガード）には見積年月日が「2023年3月7日」、有効期限が「2023年6月30日」と記載されていました。
- (6) 開札時とこの見積書の記載から、物価資料単価を使用した年月（刊行年月）は最も遅い時期であったとしても「2023年5月」であることとなります。
- (7) これらのことから、出版社が示しているところの開示の条件である刊行物の発刊から本件請求時点で約6か月以上経過していることと、かつ、対象工事の契約が開札日から考えて締結済みであり、開示の条件を満たしています。
- (8) 審査庁におかれては、処分庁に対して、各出版社に対して開示の条件を再度確認することと、請求対象公文書の中に記載されている刊行物に記載されていた出版社の情報について、開示の条件等を確認した上で再度弁明するよう要求してください。

## 3 第4の第4段落目について

- (1) 弁明では「また、第三者に対する意見書提出の機会の付与等について、「人の生命、健康等を保護するために公開することが必要と認められる」又は、「公開することに公益上の必要性が認められる」（条例第16条第2項）に該当するものではないことから意見書の提出を求めなかった。」とされています。
- (2) 弁明書の記載から審査請求書の4の(5)（第3の2の(4)）の理由説明を、処分庁には理解されていないようなので、詳しく理由説明をします。  
ア 見積依頼先から提出された見積書（見積書辞退書を含む、以降同様）は、条例

で言うところの法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当します。

イ 加えて、見積依頼先から提出された見積書は、依頼先だけに提出されており、かつ不特定多数に配布されたもの（例えば価格表、カタログ）でないことから法人等又は事業を営む個人（以下、「見積書の著作者」という）の未公表著作物に該当します。

ウ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（以下「情報公開法」という。）に基づき著作物を開示する場合、未公表著作物であれば、著作者の公表権を害することとなり、また、複製物の交付により開示する場合、複製権等を害することとなります。

エ 情報公開法の円滑な運用を図るためには、これらの権利との適切な調整を図る必要があり、整備法において、著作権法の改正が行われ、次の調整措置が講じられています。

(ア) 著作権法（昭和45年法律第48号）第18条第3項の規定により、見積書の著作者が見積依頼先に提供した未公表著作物（見積書）について、公開に同意しない旨の意思表示をしていない場合には、情報公開法に基づく公開に同意したものとしてみなされること

(イ) 著作権法第18条第4項第1号に規定により、情報公開法に基づき、公益上の理由（情報公開法第5条第1号ロ、第2号ただし書、第7条）により公開する場合には、公表権を害することとはならないこと

(ウ) 情報公開法に基づき、開示に必要な限度で見積書の複製等を行う場合には、財産権（複製権、公衆送信権・送信可能化権、上演権・演奏権、口述権、上映権、翻訳権・翻案権、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利、出版権、著作隣接権等）を害することとはならないこと

(エ) 著作権法第19条4項に規定により、情報公開法に基づき、公開するに際し、既に見積書の著作者が表示しているところに従って著作者名を表示するときには、氏名表示権を顧慮しなくてよいこと

(オ) 情報公開条例に基づき見積者の著作物を公開する場合についても、情報公開法と同様な規定に従って公開する限り、情報公開法における取扱いと同様とすること

オ 一般的に、「公開に同意しない旨の意思表示」は権利者（見積書の著作者）の側から積極的に行われなければならないが、したがって、見積依頼者の側としては、著作物を含む文書が提供された場合に、そのいちいちについて意思を確認する行為義務はなく、通常は権利者（見積書の著作者）が公開に同意したものとして扱えば足りることとなります。

カ 上記のエ(ア)～(オ)については、徳島県のウェブサイトに掲載してある「徳島県情報公開条例の解釈運用基準」には記載はありませんが、他の府県のウェブサイトで公表されている情報公開条例の解釈運用等には記載されています（※2）。

キ 処分庁から交付された公文書の写しである見積書を確認したところ、開示に同意しない旨の意思表示は見当たりませんでした。

ク よって、著作権法第18条3項の規定により、見積書の著作者が見積依頼先に提供した未公表著作物（見積書）について、公開に同意しない旨の意思表示をしていない場合には、条例に基づく公開に同意したものとみなされます。

ケ 条例第16条第1項の規定が任意的意見聴取の規定で、同条第2項は必要的意見聴取の規定です。

コ 同条第2項の趣旨を踏まえ、同条第1項の規定が任意的意見聴取であるものの公開決定等をするに当たって処分庁は適格な判断を行うにあたり、見積書の著作者が公開に同意しているにも関わらず、処分庁が当該公文書を公開しないとする処分の意思があるため、見積書の著作者に対して、公開決定の時までに条例に基づく公開しない旨の意思表示があるのかを聞くことが必要であったと考えます。

サ 審査請求書で示した事例は、他の実施機関が公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者（見積書の著作者）に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えた事例と処分の事例です【証拠書類B①～⑧】。

シ このようなことから、本件処分は著作権法第18条3項の規定により見積書の著作者が公開に同意しているにも関わらず非公開としたことは違法であると考えます。

ス また、あらかじめ見積依頼書の見積もり条件等で情報公開請求時の取扱いを記載せず、かつ、処分庁が条例第16条第1項に定められた手続きにより見積書の著作者の意思確認をしないまま公開しないとした処分がなされているので、本件処分が違法な処分であったことには変わりありません。

セ 以上のことより第3の2(1)イ及びウの部分を除いて、見積書については公開、見積依頼書や見積書整理資料についても同様に公開すべきと考えます。

#### 4 第4の第5段落目の「なお書き」について

(1) 弁明では「なお、理由付記については、見積書の公文書公開請求において、本件処分と同様に部分公開とする取扱いが一般に行われており、社会通念上、本件決定通知書の記載をもって条例の非公開事由のどれに該当するかを了知することができるものとする。」とされています。

(2) 徳島県のウェブサイトに掲載してある「徳島県情報公開条例の解釈運用基準」の第12条の趣旨には「このうち、理由の提示については、根拠条項を示すだけのものや、抽象的、一般的なものでは不十分であり、申請者において拒否の理由を明確に認識し得る程度に示すことが必要である。」と、解釈・運用には「非公開とする理由については、根拠規定に加え、少なくとも公文書中のどのような情報をどのような理由で非公開としたのかを具体的に記載をする必要があり、例えば、条例第8条第1号に該当する情報を非公開とする場合、非公開とする部分及び理由について、

それぞれ「個人の氏名及び住所」「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるため」などの記載が考えられる。」と記載されています。

(3) 審査庁におかれては、処分庁に対して「徳島県情報公開条例の解釈運用基準」を確認した上で再度弁明するよう要求してください。

5 また、審査請求書に「理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべき」などとする答申事例の提示が不足していたためか、処分庁が、この違法性をよく理解されていなかったようなので答申事例を追記します（※1）。

6 行政文書部分開示決定通知書において、審査請求を受け、当初の処分を取り消して、再度決定された事例（法人等に関する情報のうち、見積先の事業者を確認した結果、不開示の意向が示されなかった部分は開示とする処分）を追記します【証拠書類B⑨】。

7 公文書一部開示決定通知書において、不開示事由を適用する根拠規定について、条例の条文そのものの記載に加えて具体的内容を加えた理由を付記したものの、その記載内容が違法であったとし、その処分が取り消された答申事例を追記します【証拠書類B⑩】。

## 8 審査庁へのお願い

(1) 法が改正された際に標準審理期間、争点等の整理手続きなど迅速性の確保がなされています。

(2) 加えて、原処分に関与していない審査庁が審理手続を行う制度が導入されました。

(3) 審査請求に対する手続きにおいて、処分庁の弁明の内容に不足がある場合は、審査請求者からの反論を受けて再度の弁明が必要となります。

(4) そうなると、行政訴訟と比べ簡易迅速に手続きがなされるこの審査請求の制度意義が薄れることとなります。

(5) さらに、審査請求では、書面審理を基本とする手続であること、処分の違法性のみならず不当性についても審査されます。

(6) 再度の弁明の際には、処分庁から提出された再弁明書に、争点に対する弁明の漏れが無いかなど、しっかりと確認した上で、審査請求人に再弁明書を送付するよう要求します。

(7) 審査請求人は、再弁明書の送付を受けた後、改めて反論する意思があることを表明します。

## 9 本案件の諮問について

(1) 審査庁におかれては、原処分に対し適切な判断をしないままに、諮問を行った場合には、それ自体、条例第23条の諮問の趣旨を逸脱し、徳島県情報公開・個人情報

報保護審査会の責務を否定するものとなり、情報公開制度の趣旨や精神にもとるものといわざるを得ないこととなります。

(2) このようにならないように審査庁は、現処分について条例に則り審査を行った上で諮問内容を確定してください。

## ※1

### ●総務省

総務省 情報公開・個人情報保護審査会の答申

- ・平成27年度（行情）答申第924号 第5 3及び4  
<https://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/reportBody/10642>
- ・平成28年度（独情）答申第38号 第5 2及び3  
<https://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/reportBody/11156>
- ・令和元年度（独情）答申第2号 第5 4(2)  
<https://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/reportBody/13456>
- ・令和元年度（行情）答申第231号 第5 2及び3  
<https://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/reportBody/13765>
- ・令和3年度（行情）答申第519号 第5 4  
<https://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/reportBody/15572>
- ・令和3年度（行情）答申第557号 第5 2及び3  
<https://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/reportBody/15622>
- ・令和3年度（行情）答申第559号及び同第560号 第5 3  
<https://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/reportBody/15627>
- ・令和4年度（行情）答申第474号 第5 2及び3  
<https://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/reportBody/16414>

### ●長崎県

長崎県情報公開審査会の答申

- ・答申第69号 第6 付言  
<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2017/01/1485139365.pdf>

### ●石川県

石川県情報公開審査会の答申

- ・答申223号 10 付言  
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kisya/r4/documents/0330gyousabi.pdf>

## ※2

### ●群馬県

群馬県情報公開条例の解釈及び運用基準（20～28条）

<https://www.pref.gunma.jp/page/16775.html>

第21条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）関係  
解説

4 著作権との関係

●神奈川県

神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準(知事部局の各所属長あて政策局長通知)

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/3643/040214unyo-kaisyaku.pdf>

第10条（公開請求に対する決定等）関係

2 運用

(2) 諾否の決定を行う際の留意事項

エ 著作権法と条例との関係

●山梨県

山梨県情報公開条例の解釈及び運用基準

行政経営管理課 令和5年4月

<https://www.pref.yamanashi.jp/documents/35782/kaisyakuunyokizyun20230401.pdf>

（開示の実施）第十七条

【解釈・運用】

5 著作権法の公表権、複製権等との調整措置

●静岡県

静岡県情報公開条例解釈及び運用の基準

経営管理部総務局法務課

[https://www.pref.shizuoka.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/011/645/johokokaikaisyaku210401.pdf](https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/011/645/johokokaikaisyaku210401.pdf)

（第三者保護に関する手続）第15条

【解釈】

7 著作権との関係

●京都府

「情報公開事務の手引」（抜粋）

<https://www.pref.kyoto.jp/joho-kojin/documents/1258421727153.pdf>

第6条第2号 [法令秘情報]

[運用]

2 著作物の取扱いについて

●三重県

## 2 三重県情報公開条例の解釈及び運用

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000837338.pdf>

第19条（他の法令等による開示の実施との調整）

〔解釈及び運用〕

### 9 著作権法との調整措置

## ●奈良県

奈良県情報公開条例の解釈運用基準

[https://www.pref.nara.jp/secure/64273/kaisyakuunnyoukizyun\(R6.6\).pdf](https://www.pref.nara.jp/secure/64273/kaisyakuunnyoukizyun(R6.6).pdf)

第7条第1号〔法令秘に関する情報〕

【解釈・運用】

### 5 本条例による開示と著作権法の公表権、複製権との関係

## ●高知県

高知県情報公開条例解釈運用基準

[https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2020081100145/file\\_contents/file\\_2020326493226\\_1.pdf](https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2020081100145/file_contents/file_2020326493226_1.pdf)

第12条の2 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

【解釈及び運用】

### 5 著作権法との関係

## ●熊本県

熊本県情報公開条例 解釈運用基準

令和5年（2023年）4月

熊本県総務部総務私学局県政情報文書課

<https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/215647.pdf>

第7条第1号関係（法令秘等情報）

【運用】

### 3 著作権法の公表権、複製権等との調整措置

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内容
令和7年10月22日	諮問
同 年12月 4日 第2部会（第29回）	審議

## 第7 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 審査の対象について

本件請求は、実施機関が発注した工事の工事設計書（当初）について、その予定価格を算定するために使用された資機材の単価見積の依頼書、積算歩掛又は工法の見積の依頼書、依頼先から提出された見積書及び提出された見積書を整理した資料（見積を集計・比較・決定した書類）（当該工事の入札参加者に対しての依頼書、提出された見積書及び提出された見積書を整理した資料並びにいわゆる資機材価格の特別調査の依頼書と報告資料を除く。）の公開を求めるものである。

実施機関は、工事1及び工事2について、見積書提出者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び印影、担当者の氏名及び印影並びに電話番号及びファックス番号並びに物価資料単価を使用したもので適用月が公開日から1年未満の設計単価を除いた部分を公開する本件処分を行っている。

これに対して、審査請求人は、見積書提出者の代表者の印影並びに担当者の氏名及び印影については、非公開を争っていないものと認められる。これらの非公開とされた部分を審査会で見分したところ、いずれも条例第8条第1号又は第2号に該当するものと認められるため、これらの部分を実施機関が非公開としたことについては妥当なものとして、見積書提出者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに電話番号及びファックス番号並びに物価資料単価を使用したもので適用月が公開日から1年未満の設計単価が、条例第8条各号に定める非公開情報に該当性するかを、以下検討することとする。

### 2 条例の規定について

条例は、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるよう、公文書の公開を請求する権利を規定し、その解釈・運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分に尊重しなければならないとしている（第3条）。もっとも、この公文書公開請求権は絶対無制限なものではなく、公開すれば個人、法人等の権利利益を侵害したり、公共の利益を損なったりする場合など、公開しないことに合理的な理由のある情報を例外的に非公開情報として条例第8条各号に定めている。したがって、審査に当たっては、原則公開の理念に照らし、公開文書の情報が非公開情報に該当するかどうかを、条例第8条各号の文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別具体的に判断する必要がある。

実施機関は、非公開とした部分（審査請求人が非公開を争っていないものを除く。以下同じ。）に記録された情報が条例第8条第2号及び第4号に該当すると説明して

いることから、これらの情報が同条第2号及び第4号に該当するかを検討する。これらの規定の該当性については、それぞれ以下の解釈により判断することとする。

(1) 条例第8条第2号について

条例第8条第2号は、営業の自由や事業者の社会的評価の保護等の観点から、法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、当該事業者の正当な利益を損なうこととなる情報を非公開情報として定めたものである。

同条の「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」の「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権など法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上当該法人等又は事業を営む個人の自由が尊重されるものを広く含むものである。

「正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断に当たっては、それぞれの事業の性格、規模、事業内容等に留意しながら、当該情報を公開した場合に生ずる影響を個別的、客観的に検討し、慎重に判断する必要がある。

(2) 条例第8条第4号について

条例第8条第4号は、県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは非公開とすることができる旨を規定している。

上記の「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨であり、また、「当該事務又は事業」には同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる。事務又は事業において適正な遂行に支障を及ぼすおそれの有無については、当該事務又は事業の性質に照らして客観的に判断することが必要であり、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求される。

### 3 本件処分について

(1) 実施機関が非公開とした部分の非公開情報該当性について

ア 見積書提出者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに電話番号及びファックス番号について

見積書記載の単価・金額は、材料又は製品の単体の費用、運搬費、取付費及び諸経費等で構成される。そして、事業者が見積書を作成する際には、見積項目に対して要求される仕様・性能を判断し、材料又は製品の調達又は製造等に必要な費用の計上について検討を経て作成されるため、当該単価・金額は、当該事業者

の独自のノウハウといえる。したがって、特定の事業者がどのような見積単価・金額を算定したかを公にすると、当該事業者のノウハウが明らかとなり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

国の情報公開・個人情報保護審査会の平成27年度（行情）答申第76号においては、「どの事業者がどのような見積単価・金額を算定したかを公にすることは、当該事業者のノウハウを開示することと同じこととなるため、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。」が、「見積単価・金額自体は、これを開示したとしても、当該見積りを行った事業者の名称と一対とならなければ、特定の事業者のノウハウが明らかにはならず、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは考えにくい。」とする諮問庁の判断が妥当とされており、工事に係る見積書の公開に当たっては、見積単価・金額を公開する一方で、見積書提出者が特定される情報は非公開とする取扱いが、情報公開法と同様の条例を定めている地方公共団体においても広く行われている。

したがって、見積単価・金額を公開する場合は、見積書提出者が特定される情報である、見積書提出者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに電話番号及びファックス番号は、条例第8条第2号に該当するものと認められる。

イ 物価資料単価を使用したもので適用月が公開日から1年未満の設計単価について

物価資料単価を使用した設計単価は、一般財団法人建設物価調査会が出版している物価資料による単価から、本件請求の対象となった特定の工事における特定の作業工程に係る費用の積算に必要な情報のみを抜粋して、記載したものである。

審査会が調査したところ、一般財団法人建設物価調査会の刊行物に掲載されている建設資材等の単価は、同法人が独自に企画・調査・編集し、著作権等の財産権を有しているものであるから、これを利用して作成された行政文書の公開について、個別の工事に係るものについては、当該刊行物の発刊から1か月以上経過しており、かつ、対象工事の契約が締結済みであることを条件に、同法人は公開に同意していることが認められる。

審査会が確認したところ、工事1は、令和5年3月7日に見積書が提出され、同年6月7日に工事請負契約が締結されていることから、本件請求の対象公文書に記載された物価資料単価を使用した設計単価は、上記の公開に同意する条件を満たしており、これを公開したとしても、物価資料単価を調査した事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるということとはできない。また、当該情報は、これを公にしたとしても、実施機関の行う入札事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、実施機関が非公開とした物価資料単価を使用した設計単価は、条

例第 8 条第 2 号及び第 4 号にいずれにも該当しない。

(2) 理由付記について

審査請求人は、本件処分の理由付記が不十分である旨主張している。

公文書公開請求は、徳島県行政手続条例第 2 条第 1 項第 5 号に規定する申請に該当し、公文書の部分公開決定、非公開決定及び公開請求拒否決定の通知を行う際には、同条例第 8 条に基づき理由の提示を行うこととされている。理由の提示については、根拠条項を示すだけのものや、抽象的、一般的なものでは不十分であり、申請者において非公開や拒否の理由を明確に認識し得る程度に示すこととされている。

本件請求に係る対象公文書である、特定の工事の工事設計書について、その予定価格を算定するために使用された見積依頼書や見積書、見積額を整理した資料は、非公開とした部分に記載されている情報により特定の事業者を識別できるものであって、当該情報を公にした場合、当該事業者のノウハウが明らかとなり、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断されたことを、このような資料の公開を請求する者にとっては認識しえたものと認められる。

したがって、見積事業者の名称や所在地、電話番号等に関する情報が条例第 8 条第 2 号に該当するとして非公開とした本件処分については、非公開の理由を一般人がその根拠とともに認識しうる程度のものであったといえることができるから、本件処分の理由付記が不十分であるとは認められない。

(3) 第三者に対する意見書提出の機会の付与について

条例第 16 条第 1 項は、実施機関の裁量による意見書の提出の機会付与を規定している。この規定は、実施機関が第三者への影響がないと判断して公開した結果、当該第三者に影響が生じたとしても取り返しがつかないこととなるから、このような事態を回避しようとする趣旨で設けられたものである。そうすると、実施機関が非公開事由に該当すると判断して非公開としている限りにおいては、当該第三者に影響を生じることはないから、第三者の意見聴取を行わないことは問題にはならないと考えられる。

また、本件請求に係る対象公文書が、審査請求人の主張するように未公表著作物に該当するとしても、著作権法第 18 条第 3 項第 3 号は、未公表著作物を別段の意思表示をすることなく地方公共団体に提供した場合、著作者は同号の情報公開条例の規定により公衆に提供し、又は提示することに同意したものとみなされることから、それにもかかわらず、見積書提出者に対して条例第 16 条第 1 項の規定に基づき意見書の提出の機会を付与する必要はないものである。

したがって、この点に関する審査請求人の主張は、これを採用することができない。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、審査会の上記判断を左右するものではない。

## 5 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
榑本 久実	税理士	